

「札幌市認定動物園」を認定する制度(仮称:「さっぽろの動物園 StepUp 制度」)の概要

【目的】(条例第 10 条)

動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため

直接的効果

- ① 条例対象の動物園であることを認定・公表
- ② 認定動物園の取組を助成金等で支援

認定制度の位置付け・考え方

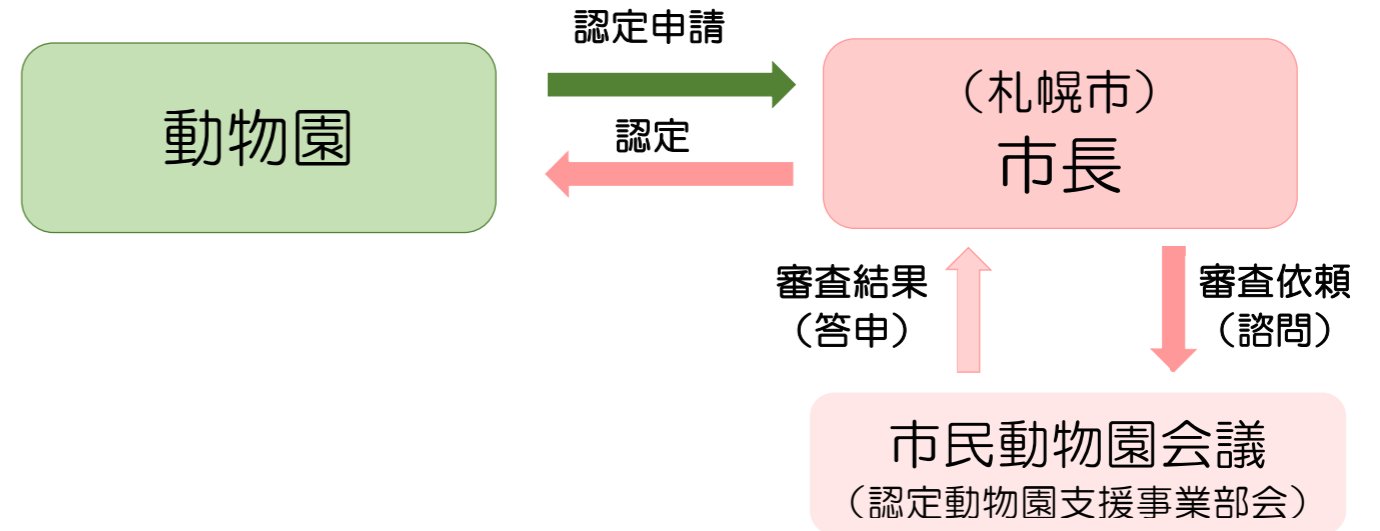
- (1) 認定は、一定のレベルに達したところを認定すること。
- (2) 市民が、動物園水族館とはどのような施設なのか判断する一つの指標とすること。
- (3) 動物園が努力している取組が認められ、上を目指して階段を上って行ける仕組みとすること。
- (4) 保全、教育、調査研究、環境配慮等の各取組への努力(優れている面等)がわかる仕組みを取り入れること。
- (5) 認定メリットを感じやすい(取組みやすい)仕組みや支援内容とすること。
- (6) 認定要件を満たさない施設にも門戸を広げチャンスを提供していく仕組みを設け、認定制度と連動させて運用すること。
- (7) 動物福祉に関する認定要件は、研究が十分に進んでいない多種多様な野生動物を対象とすることから、数値化した基準を設定することは困難である。そのため、良好な動物福祉の確保のために、どのような姿勢で何に取り組んでいるのか、また今後の取組においてどのように向上していくつもりかを評価することが適当であること。

【認定区分と認定要件】 ※赤太枠が動物園条例第 10 条に基づく認定動物園

区分	審査項目	野生動物を主とした飼育展示	生息域外保全の繁殖	調査研究	教育活動	動物福祉	活動情報の公表	その他(環境配慮法令遵守等)
		(仮)優良認定動物園 条例第 1、2 章を實踐する動物園	詳細は別表を参照 一定の要件を満たしていることのほか、各自、力を入れている取組を自己PRできる仕組みとする。					
(仮)認定動物園 条例適用対象となる動物園								
(仮)準認定施設 市の支援を受けながら、認定動物園を目指し取り組む動物展示施設								

※準認定施設に係る施策は、動物園条例第 10 条に基づく認定ではなく、第 4 条(市の責務)の一環として実施する施策。

【認定の申請】 認定を受けたい事業者が、認定区分を選択し所定の申請書を市へ提出。市は随時受付。
力を入れている取組を任意で申請時に申告した場合、認定時に公表する。



【認定の審査】 認定動物園支援事業部会の審査を経て、札幌市が認定を決定。

【認定の期間】 5年(認定日から5年経過する日の属する年度末まで有効)

【認定の更新】 認定期限の切れる3か月前から1か月前までの間に申請

【認定取消し】 要件を満たさなくなった場合は取消し(下位区分へ変更)することがある。

【報告義務】 毎年度(年度当初)、活動実績(前年度分)を市へ報告

【支援内容】(根拠規定: 条例第 10 条第 3 項、条例第 22 条)

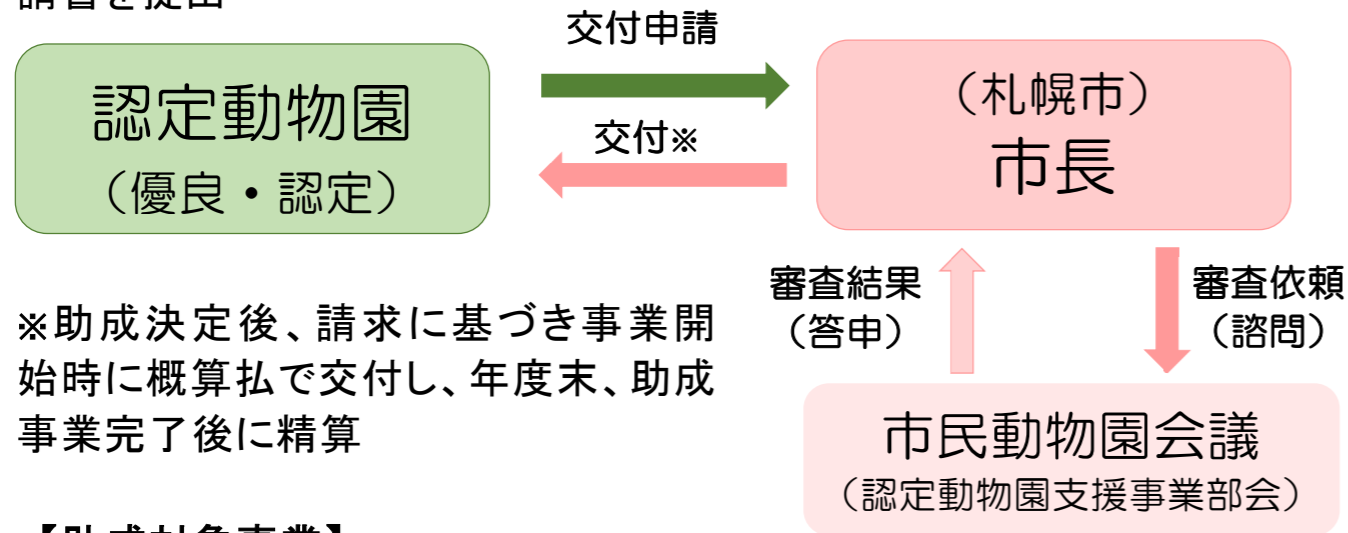
※太文字青字が差異のある支援

認定区分	支援内容	広報	情報提供 助言	(仮称)保全活動連携協議会				助成金
				取組 連携	会議 出席	研修会 技術指導	研究 発表	
(仮)優良認定動物園		○	○	○	○	○	○	○ ※上限 100万円
(仮)認定動物園		○	○	○	○	○	○	○ ※上限 50万円
(仮)準認定施設		○	○	×	△ ※傍聴のみ	×	△ ※傍聴のみ	×

助成金交付制度の概要

【目的】（条例第 22 条、）
野生動物の保全活動等の促進のため

【助成金の交付申請】
札幌市が設定する申請期間に、認定動物園（優良又は認定）から札幌市へ申請書を提出



※助成決定後、請求に基づき事業開始時に概算払で交付し、年度末、助成事業完了後に精算

- 【助成対象事業】
- ①野生動物の保全に関する調査・研究（当該研究目的が良好な動物福祉の確保につながるもの※も助成対象とする。）
 - ②野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動
 - ③生息域外保全のための累代飼育に関するもの（飼育繁殖技術の確立のための技術向上等）
 - ④生息域内保全に関するもの（生息地調査も含む）

- 【助成対象経費】
諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料・使用料、賃金等、雑役務費、資材購入費、その他市長が特に必要と認める経費。
- －対象外経費－
- 動物の購入費
 - 事務所や活動拠点の家賃、光熱水費等、運営事業者の経常的な運営に係る経費
 - 飲食費
 - 建設費
- （改修、改築に要する費用等を含む。ただし、工作物に係る経費は除く。）
- 日常的な事務作業のために使用する文房具類の購入費
 - 運営事業者内部の会議などで使用する図書や各種用品の購入費

- 【助成率・上限額】
助成対象経費の 100%を助成
- | | |
|---------|----------------------|
| 優良認定動物園 | 1 者 1 事業につき 100 万円まで |
| 認定動物園 | 1 者 1 事業につき 50 万円まで |

- 【助成の取消し】
以下の場合には助成交付決定を取り消す。
- ・申請内容が虚偽である場合
 - ・助成申請者が、札幌市認定動物園の取消しを受けた場合

助成金以外の支援内容

